

2023年4月5日

新型コロナウイルス感染症にかかる標準的対策

認定NPO法人 日本クリニクラウン協会

この対策は、国における新型コロナウイルス感染症対策方針に基づいて作成したものである。

新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である飛沫感染について、クリニクラウンや訪問施設の利用者の動線や接触等を考慮したリスク管理を行い、そのリスクに応じた対応策を徹底して講じること。

1. 日常の移動に関する感染防止対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 地域の感染状況に注意する。
- 普段からの健康管理を徹底して、栄養と休養を十分に、体力をつけ、抵抗力を高め、うつらない！ うつさない！ 広げない！ を原則とする。

2. 訪問前の注意：以下の事象がある時は、速やかに事務所に連絡すること。

- 発熱（37.5℃以上）、もしくは軽度であっても風邪症状（咳、くしゃみ、鼻水、のどの痛み）味覚異常、臭覚異常などがある場合は、外出せず、自宅で待機し、事務所に連絡する。症状や発熱を認めるときは、速やかに検査を受け、陰性であっても感染を否定できないため、クリニクラウンの活動を休止する。
- 解熱後、解熱剤などの服用なく24時間以上が経過し、風邪の症状が改善するまでは自宅で待機し、活動は禁止する。
- 家族が陽性と認められた場合は、必ず事務所に連絡し、クリニクラウンの活動を休止する。

3. 訪問に関しての注意事項

- 7日前からの検温結果と体調を表記した事前体調確認票を提示し、必要な場合は提出する
- 新型コロナワクチン接種済み証明書（3回接種済み）を提出する。
- 当日は、健康チェック表を用いて、①まず自宅で体温を測定し、その他異常がないことを同行者と相互確認して、事務所に連絡する。
- マスクは常時着用を原則とする。
- 訪問病院の体制に準じて健康チェックを受ける。（体温測定、症状の有無の間診等）
- 入口及び施設内の手指消毒をし、訪問先担当者の指示された場所で手洗いを行う。（うがいについては、訪問施設で義務付けられている場合などは対応する。）
- 事前の情報交換ミーティング時に使用してよい物品、使用範囲を確認する。
- フェースシールドの必要範囲についても、施設の意向に沿って行う。
- ハーモニカ等呼吸を用いて鳴らす楽器等は、密になりやすい個室では行わない。

- 施設内では、事前に定められている場所に直行する。移動は必要な範囲にとどめ、終了後は速やかに退出する。
 - 咳エチケット（マスクの着用、ティッシュペーパーやハンカチを使って鼻を押さえる）を徹底する。
 - 病棟への入室時及び退室後は、出来るだけ石鹸を用いた流水による手洗いを丁寧に行う。病室に設置してあるアルコール消毒液で必ず手指消毒をする。
 - アルコールジェルを携帯し、その都度手指消毒を徹底する。
 - 共通で触れるところは、ウイルスが付着しているかもしれないという意識で行動する。ベッド柵やドアノブ等複数の人が触れる箇所に触った後は、アルコールによる手指消毒する。
 - 近距離（1m以内）での会話は禁止とする。特に、対面での関わりの際は距離保つことを特に意識する。
 - 病室に入る際は、“三密防止”に留意して、出来るだけ人が集まらない様に、滞在時間が長くない様に工夫する。
 - 使用した物品は、その都度アルコールで拭き取りを行う。
 - 着替え等で使用した部屋の物品等は、指定された拭き取りや消毒を施設責任者に確認し行う。
 - 接触感染リスクの高い部位とは、「テーブル・椅子の背もたれ・ドアノブ・照明やエレベーター等のスイッチ・キーボード・タブレット・手すり、トイレの便座、便器のフタ、水洗レバー、電車やバスのつり革」です。特に注意を払い、触った後は、アルコールによる手指消毒をする。
- ★PCR検査、抗原抗体検査は必要に応じ、また、施設の要望に応じて、協会の方針として速やかに受けることとする。
- ★今後、政府の指針に応じて、あるいは各施設の感染対策方針に応じて、対応していくものとする。

以上

参考資料：

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 基本的対処方針に基づく対応

<https://corona.go.jp/emergency/>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード【2023年3月8日】
「医療機関と高齢者施設における新型コロナウイルス対策についての見解」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00395.html

※この新型コロナウイルス感染症にかかる標準的対策については、5月に再度見直しを行う予定です。